

原 告 浜友観光株式会社 外 1 名
被 告 国 分 寺 市

被告争点整理案

平成 22 年 12 月 6 日

東京地方裁判所 民事第 6 部 合議 A 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 田 中 修 司

同 弁護士 野 村 宏 治

同 弁護士 本 橋 尚 樹

本件訴訟の被告争点整理案は、次頁以下に述べるとおりである。

なお、次頁以下で引用する準備書面はいずれも被告準備書面であり、原告の準備書面を引用する場合にはその旨を表記することとする。

目 次

第1-1 本件図書館設置の必要性及び有用性の有無	4
1 争点	
2 被告の主張	
(1) 本件図書館設置の「必要性」を基礎づける事実	
(ア) 既存の図書館では市民の図書館需要に十分に答えられないこと	
(イ) 旧UFJ銀行建物の有効活用を早急に実現する必要があったこと	
(2) 本件図書館設置の「有用性」を基礎づける事実	
(ア) 被告市民の利便性の確保-1 (国分寺駅前での図書館の設置)	
(イ) 被告市民の利便性の確保-2 (IT図書館の先行導入)	
(ウ) 再開発ビルにおける集客力の確保	
(エ) 本件図書館の運用実績	
第1-2 本件図書館条例を平成18年12月開会の議会で改正する必要性の有無 ..	6
1 争点	
2 被告の主張	
(1) 被告議員及び被告議会が必要性を判断した。被告市長は関与していない。	
(2) 旧UFJ銀行建物について早急に有効活用策を講じる必要があった。	
第2 本件図書館条例改正及びこれに基づく本件図書館の設置は原告浜友観光による 新規パチンコ店の出店阻止を目的とするものか。	7
1 争点	
2 被告の主張	
(1) 風営法による規制は本件図書館設置の副次的・反射的效果にすぎない。	
(2) 被告市長が自認した事実はない。	
(3) 被告議会運営委員会が事実を隠蔽しようとした事実はない。	
第3 本件再開発事業における新規遊興娯楽施設店舗の出店回避の必要性	8
1 争点	
(1) 争点の位置付け	
(2) 争点	
2 被告の主張	
(1) 争点(1)について 「周辺地域住民の反対があった。」	
(2) 争点(2)について 「補償費は著しく増大する。」	
(3) 争点(3)について 「新規遊興娯楽店舗を配置する床はない。」	

(4) 争点 (4) について 「再開発ビルの保留床処分価格が低下する。」

(5) 争点 (5) について 「テナントの誘致が困難となる。」

(6) 争点 (6) について 「風俗環境を著しく害する。」

第4 本件図書館条例の改正は適正手続の理念に反するか。 …………… 11

一原告浜友観光による現床面積でのパチンコ店営業に対する被告の対応

1 争点

2 被告の主張

第5 被告市長及び被告議会の共同行為を基礎づける具体的事実の有無 ……… 13

1 争点

2 被告の主張

(1) 「被告による原告浜友観光の出店阻止に向けた検討・策定」の有無

(2) 「議員提案の方法によることの相互確認」の有無

(3) 「本件図書館コンセプト・内容等に関する合意」の有無

(4) 「被告議員による議員提案の体裁の調整」の有無

(5) 被告政策部長の答弁に対する評価 (甲第26号証・5～6頁)

(6) 「被告市長と被告議員の方針の一致」の有無

(7) 被告市長が被告教育委員会へ付議した事実と共同行為との関連性

(8) 本件図書館条例改正案とこれに伴う補正予算案が同日に議会に上程され議決されたことに対する評価

第6 被告議員による提案と被告教育委員会による審議の必要性 …………… 15

1 争点

(1) 被告議員は被告教育委員会の意見をきかなければ本件図書館条例改正案を提案できないのか。

(2) 被告市長は、本件図書館の設置に関する被告教育委員会による審議が未了である本件においては、被告議員に対し、被告教育委員会の審議を待つてから提案するよう求める義務を負うか。

(3) IT 図書館は全国的にも類を見ない特殊な図書館であり、その設置は、教育委員会による高度な専門的判断が要求される事項といえるか。

2 被告の主張

(1) 議員提案にあたり被告教育委員会の意見をきく必要はない。

(2) 被告市長が被告議会に対し被告教育委員会の審議を待つよう求めることは許されない。

(3) IT 図書館は全国的にも類を見ない特殊な図書館などではない。

第1-1 本件図書館設置の必要性及び有用性の有無

1 争点

国分寺市土地開発公社が所有する旧 UFJ 銀行建物内に本多図書館駅前分館（本件図書館）を設置する必要性及び有用性は認められるか。

2 被告の主張 「認められる。」

(1) 本件図書館設置の「必要性」を基礎付ける事実

(ア) 既存の図書館では市民の図書館需要に十分に応えられないこと

① 行政経営の基本理念である「市民との情報の共有」及び「参加と協働の推進」を実現するためには、既存の5つの図書館のみでは市民の需要に十分に応えることができないという現状があった。

(第3準備書面、第1、3(5)(7頁))。

② 本件図書館の設置以前は、被告市内には5つの図書館があったが、いずれの図書館も駅前に立地しておらず利用の便が悪いため、国分寺駅前に図書館を設置して欲しいとの市民の要望があった。

(第4準備書面、Ⅲ、第2、1(47頁))。

(イ) 旧 UFJ 銀行建物の有効活用を早急に実現する必要があったこと

旧 UFJ 銀行建物は、国分寺市土地開発公社が被告の依頼に基づき取得した公有財産であるから、最大限に有効活用する必要があった。

ただし、被告が国分寺市土地開発公社と締結した旧 UFJ 銀行建物建物に係る不動産使用貸借契約によれば、被告は旧 UFJ 銀行建物を本件再開発事業の事務所又は公用又は公共の用に供するためにしか使用することができなかった。

被告は、平成18年9月の時点で、旧 UFJ 銀行建物2階に国分寺市都市開発部を配備し、また、同建物1階には被告市民に対する情報発信拠点として東京経済大学との共同企画による「まちづくり広場『国分人』」を設置していた。(第3準備書面、第1、2(2)(3-4頁))

しかしながら、平成18年9月1日開会の被告議会(第3回定例会第1日)において、旧 UFJ 銀行建物の有効活用方法として、被告市民を主人公に据え市民の情報交換の場として活用すべきである旨の指摘がなされ、これが契機となって、被告は、平成18年12月開会

の被告議会に向け早急に、有効活用策の見直しと再検討を行うこととなった。

被告は、被告が策定した「国分寺駅周辺地区まちづくり構想(案)」(乙第16号証の1)に基づき旧UFJ銀行建物の有効活用策を再検討した結果、同建物1階には本件図書館を設置することが最も有効な活用策であり、それ以上の活用策はないとの結論に至った。

(第3準備書面、第1、3(1)(2)(3)(4)(4~7頁))

(2) 本件図書館設置の「有用性」を基礎付ける事実

(ア) 被告市民の利便性の確保-1(国分寺駅前での図書館の設置)

旧UFJ銀行建物は、JR中央本線と西部鉄道国分寺・多摩湖線が乗り入れ被告市内で最も乗降客数が多い国分寺駅北口から徒歩1分という絶好のロケーションに位置し、本件図書館を設置すれば被告市民による図書館利用の利便性が向上することは明らかである。

(第6準備書面、第2、3(10頁))。

(イ) 被告市民の利便性の確保-2(IT図書館の先行導入)

本件図書館は本件再開発事業において新築される再開発ビル内に設置が計画されていた「IT情報図書館」(第1準備書面、IV2(4)(d)③(27頁))を本件再開発事業に先駆けて設置したものであり、インターネットを経由した蔵書や視聴覚資料の検索及び予約のシステム導入と併せて国分寺駅前に図書の出借及び返却の窓口を設けることにより、市民の利便性が著しく向上することは明らかである。

(ウ) 再開発ビルにおける集客力の確保

図書館は多くの市民が日常的に繰り返し利用する施設であることから、近年ではその集客力が大きく着目され再開発ビルに図書館を配備する例が多い。(第3準備書面、第1、3(5)(8頁))

本件再開発事業においても、再開発ビル内に図書館を配備すれば、商業床のテナントを誘致しやすくなるなど、大きなメリットが期待できる。(第5準備書面、III、第2、1(47頁))

(エ) 本件図書館設置後の運用実績

本件図書館は、IT図書館として有効に稼働しており、単なる行政資料庫ではない。(第4準備書面、II、第3、1(2)(38~40頁)、第5準備書面、第2、2(3)(8~9頁))

第1-2 本件図書館条例を平成18年12月開会の議会で改正する必要性の有無

1 争点

平成18年12月開会の被告議会第4回定例会において本件図書館条例を改正する必要はあったか。

2 被告の主張

- (1) 被告議員及び被告議会が必要性を判断した。被告市長は関与していない。

本件図書館条例改正案は被告議員の提案に係るものであり被告議会において議員全員が賛成し同案が可決されたことについては原被告間に争いはない。

被告市長は、本件図書館条例改正について被告議員の提案に一切関与しておらず、平成18年12月開会の議会により本件図書館条例改正案を可決する必要性があると判断したのは、被告議員及び被告議会である。

- (2) 旧UFJ銀行建物について早急に有効活用策を講じる必要があった。

旧UFJ銀行建物は本件再開発事業において取壊しが予定されている建物であり、有効活用できる期間は限られていることから、その有効活用策を早急に講じる必要があったところ、被告は、平成18年11月上旬、旧UFJ銀行建物の有効活用策として同建物内に本件図書館を設置することを策定した。

被告議会定例会は、例年、3月、6月、9月及び12月に開会され、平成18年12月開会の議会における提案の機会を逃せば、平成19年3月開会の議会まで本件図書館条例改正案を提案することができず、旧UFJ銀行建物の有効活用が大幅に遅れることになることから、被告は平成18年12月開会の議会において本件図書館条例改正案が可決されることが必要であると考えていた。(第3準備書面、第1、3(1)(4頁)、第5準備書面第2、2(1)(イ)(7頁))。

第2 本件図書館条例改正及びこれに基づく本件図書館の設置は原告浜友観光による新規パチンコ店の出店阻止を目的とするものか。

1 争点

被告議会が本件図書館条例改正により旧 UFJ 銀行建物内に本件図書館を設置するに伴い風営法の規定により旧 UFJ 銀行建物に隣接するバザール K 内での新規パチンコ店出店が規制されることを認識していた事実をもって、本件図書館条例改正の目的がもっぱら原告浜友観光による新規パチンコ店出店の規制にあったといえるか。

2 被告の主張

(1) 風営法による規制は本件図書館設置の副次的・反射的效果にすぎない。

被告が国分寺駅北口で計画する本件再開発事業においては施行地区内に新規に遊興娯楽施設店舗が出店することを可及的回避する必要がある、本件図書館の設置に伴う風営法の規制によるパチンコ店の出店回避の効果は被告の利害と偶然にも一致することとなった。

しかしながら、被告は、上記の効果をあくまでも本件図書館設置に伴う副次的・反射的效果として認識するに留まり、本件図書館設置の目的に据えていない(第3準備書面第2、2(13頁)、第4準備書面、Ⅲ、第2、7(51～52頁)、第6準備書面、第2、3(10頁))。

(2) 被告市長が自認した事実はない。

被告市長、百瀬部長及び遠藤課長が、平成18年12月20日、原告島田商事(高橋准子氏、中村一郎弁護士及び村上宣子税理士)と面談した際、被告市長が本件図書館条例改正の目的が原告浜友観光のパチンコ店出店阻止にあったことを自認した事実はない(第4準備書面、Ⅰ、第1、8(4)(18～19頁))。

(3) 被告議会運営委員会が事実を隠蔽しようとした事実はない。

平成19年1月19日開会の議会運営委員会が、本件図書館条例の改正により原告浜友観光による出店が風営法の規制により制限されることを隠蔽しようとした事実はない(第4準備書面、Ⅰ、第1、8(5)(20～22頁))。

第3 本件再開発事業における新規遊興娯楽施設店舗の出店回避の必要性

1 争点

(1) 争点の位置付け

被告は、本件再開発事業の遂行上、本施行地区内に新規遊興娯楽施設店舗が出店することを可及的回避する必要があるところ、本件図書館の設置に伴う風営法の規制によるパチンコ店の出店回避という副次的・反射的效果は、被告の利害と偶然にも一致することとなった。

被告は、上記の被告の利害とはいかなるものであり、上記の副次的・反射的效果が何故に被告議会でクローズアップされ取り沙汰されるに至ったか等を述べるため、新規パチンコ店の出店が本件再開発事業に及ぼす影響に言及した。

原告らは、被告の主張する新規パチンコ店の出店が本件再開発事業に及ぼす影響について争うので、その限りにおいて、原告浜友観光による新規パチンコ店出店が本件再開発事業に及ぼす影響が争点となる。

(2) 争点の内容

原告浜友観光に限らず、新規遊興娯楽店舗が再開発ビルに入居することによる本件再開発事業に及ぼす次に掲げる影響の有無。

- (1) 周辺地域住民等による反対
- (2) 都市再開発法第91条第1項及び第97条第1項所定の補償金の増大
- (3) 新規遊興娯楽施設に権利床を割り当てる配置設計の可否
- (4) 保留床の処分の困難性（本件再開発事業の成否）
- (5) テナント誘致の困難性（本件再開発事業の成否）
- (6) 本施行地区内の風俗環境を著しく害すること

3 被告の主張

被告は、前項に掲げた争点(1)乃至(6)のすべてについて、以下に述べるとおり、影響があると主張するものである。

(1) 争点(1)について 「周辺地域住民の反対があった。」

- (ア) 被告は、既存遊興娯楽店舗4軒に加え新規遊興娯楽店舗が再開発ビル内に入居することについて、本施行地区の周辺地域の住民及び商店会

等から猛烈な反対の陳情を受けていた（乙第 3 号証、乙第 4 号証、乙第 6 号証）（第 3 準備書面、第 2、3（3）（15 頁）、第 5 準備書面、第 3、2（1）（12～13 頁）、第 6 準備書面、第 3、2（13 頁））。

- (イ) 社団法人立川法人会による反対は、被告の認識する限り、既存パチンコ業者による反対ではない（第 5 準備書面、第 3、2（2）（13～14 頁）、第 6 準備書面、第 3、2（13～14 頁））。

(2) 争点 (2) について 「補償費は著しく増大する。」

- (ア) パチンコ店 1 店舗が増えた場合に施行者が負担する通損補償の金額は一気に跳ね上がることになり、原告浜友観光に対し通損補償をしなければならない場合には、本件再開発事業は予算との関係で断念せざるを得なくなる可能性もあった（第 3 準備書面、第 2、3（6）（17 頁）、第 4 準備書面、II、第 3、2（1）（40～41 頁）、第 6 準備書面、第 3、1（11 頁））。

- (イ) 被告が新規パチンコ店の参入によりその増大を懸念した補償金とは、通損補償に限らず、都市再開発法第 91 条第 1 項が規定する補償金を併せ含むものであるが、いずれの補償であるにせよ、パチンコ台 1 台あたりの利益を基準とした営業補償を考慮した場合、その金額が莫大になることは明らかであって、再開発ビル内に既存の 4 店舗に加え既存の 4 店舗に匹敵する規模の新規パチンコ店が入居することを想定して補償金を上乘せるスキームは、被告の財政上、事業計画として成り立たなかった（第 5 準備書面、第 3、1（9～11 頁））。

(3) 争点 (3) について 「新規遊興娯楽店舗を配置する床はない。」

被告が平成 18 年 12 月時点で策定していた本件再開発事業に係る事業計画では、本施行地区内の既存の遊興娯楽店舗 4 軒が再開発ビルに入居し従前通り経営を継続することを前提として再開発ビルの設計及び店舗配置を決めていた。

原告浜友観光が出店を計画していたパチンコ店の営業面積は、上記の既存 4 店舗全部の床面積合計に匹敵するものであるから、原告浜友観光が再開発ビルに入居することを前提とした場合、端的に遊興娯楽店舗の再開発ビルに占める割合は 2 倍となり、被告は、再開発ビル自体の設計は勿論のこと、周辺建物や駅前広場の配置など本件再開発事業における設計の概要、事業日程や予算など事業計画全体を一から見直さなければ

ならないが、その余地はなかった。(第3準備書面、第2、3(4)(15-16頁)、第5準備書面、第3、3(1)(14-17頁))。

(4) 争点(4)について 「再開発ビルの保留床処分価格が低下する。」

遊興娯楽店舗の存在が保留床価格を引き下げるマイナス要因となることは明らかであり、既存の遊興娯楽店舗4軒に加え新たに遊興娯楽店舗の入居を認めた場合、保留床の処分が極めて困難となり本件再開発事業は暗礁に乗り上げる可能性が極めて濃厚であった。

(被告準備書面該当部分)

- ・第3準備書面、第2、3(6) (17-19頁)
- ・第4準備書面、II、第3、2(3) (42頁)
- ・第5準備書面、第3、4 (17-18頁)
- ・第6準備書面、第3、4 (15-17頁))。

(5) 争点(5)について 「テナントの誘致が困難となる。」

既存の遊興娯楽店舗4軒に加え、原告浜友観光に限らず新規に再開発ビルにパチンコ店等の遊興娯楽施設が出店することになった場合、再開発ビルに遊興娯楽店舗の占める面積割合が当初計画の2倍となり、遊興娯楽店舗以外の商業店舗をテナントして誘致することがますます困難となることは明らかである。(第3準備書面、第2、3(7)(19頁))

(6) 争点(6)について 「風俗環境を著しく害する。」

原告浜友観光が出店を計画していたパチンコ店の営業床面積は既存の遊興娯楽店舗4軒分に匹敵するものであるから、原告浜友観光が新規に出店した場合、パチンコ等遊興娯楽施設の営業自体が端的に2倍になり、本施行地区の風俗環境を著しく悪化させることは明らかである。

(被告準備書面該当部分)

- ・第4準備書面、III、第3、2(4) (43頁)
- ・第5準備書面、第3、5(1)(2) (18-19頁)
- ・第6準備書面、第3、5 (18頁)

第4 本件図書館条例の改正は適正手続の理念に反するか。

～原告浜友観光による現床面積でのパチンコ店営業に対する被告の対応

1 争点

被告が原告島田商事に対し、原告浜友観光が増床をせずに現床面積のままパチンコ店を営業するのであれば認容する旨の発言をし、原告らに誤った情報を与えて油断させ原告らをだまし討ちにしたといった事実はあるか。

2 被告の主張

被告が原告島田商事に対し、原告浜友観光が増床をせずに現床面積のままパチンコ店を営業するのであれば認容する旨の発言をした事実は、一切ない。

以下に、上記争点に係る間接事実に関する被告の主張を掲げる。

- (1) 平成18年8月25日、被告の鈴木助役、百瀬部長及び遠藤課長が原告島田商事代理人弁護士事務所を訪問した際、新規遊技場の出店について法的手続を履践するよう要望した事実はない。
(第4準備書面、I、第1、1(4)(2～3頁))。
- (2) 平成18年8月30日、原告浜友観光及びサミーデザインが被告再開発事務所を訪問した際、被告が「公聴会や周辺住民との協議は難航するであろう」などと説明した事実はない。
(第4準備書面、I、第1、1(5)(4～5頁))。
- (3) 平成18年9月12日、被告遠藤課長が島田商事に電話をし、原告浜友観光は現状のままですみやかに開業すべきではないかとの意見を伝えた事実はない。
(第4準備書面、I、第1、3(1)(6頁))。
- (4) 平成18年9月13日、被告遠藤課長が島田商事を訪問した事実も、何らかの要請をした事実もない(そもそも、訪問していない)。
(第4準備書面、I、第1、3(2)(7頁))。
- (5) 平成18年9月13日、被告遠藤課長が原告島田商事に電話をした事実はない(そもそも電話をしていない)。現床面積での営業開始を容認するが如き発言はしていない。
(第4準備書面、I、第1、3(3)(8頁))。

- (6) 平成 18 年 9 月 15 日、被告遠藤課長が原告島田商事を訪問した事実はない（訪問していない）。
（第 4 準備書面、I、第 1、3 (5) (9 頁)）。
- (7) 平成 18 年 9 月 22 日、被告が原告島田商事に対し、原告浜友観光の出店は現床面積で営業するのであれば可能であるとか、条例違反について配慮する等の発言をした事実はない。
（第 4 準備書面、I、第 1、3 (6) (9-10 頁)）。
- (8) 平成 18 年 10 月 5 日、被告市長、鈴木助役及び遠藤課長が原告島田商事と面談した際、原告浜友観光の出店に関して言及した事実はない。
（第 4 準備書面、I、第 1、3 (7) (10 頁)）。
- (9) 被告がサミーデザインとの間で、平成 18 年 9 月下旬及び翌 10 月上旬に、原告浜友観光の出店を前提とした「協議」をした事実はない。
（第 4 準備書面、I、第 1、3 (8) (11 頁)）。

第5 被告市長及び被告議会の共同行為を基礎付ける具体的事実の有無

1 争点

原告らは、本件図書館条例の改正は被告市長が被告議員に働きかけ議員提案をさせ被告議会で議決されたものであり、本件図書館条例の改正に向けた被告市長及び被告議会の一連の共同行為が違法な公権力の行使に当たる旨主張するが（原告ら準備書面（2）第1（2頁））、原告らが主張する「共同行為」を基礎付ける具体的事実は存在するか。

2 被告の主張

被告市長は本件図書館条例改正に係る議員提案に関与しておらず、原告らが「共同行為」を基礎付ける事実として主張する以下に掲げる事実は、いずれも存在しない。（第4準備書面、Ⅲ、第2、4及び5（49～50頁）、第5準備書面、第1、1（2頁））

（1）「被告による原告浜友観光の出店阻止に向けた検討・策定」の有無

被告が平成18年11月初旬の時点で風営法の活用による原告浜友観光の出店阻止を検討・策定していた事実は存在しない。（第4準備書面、Ⅱ、第2、1（27～33頁））

（2）「議員提案の方法によることの相互確認」の有無

被告市長と被告議会が、教育委員会の審議を経ずに本件図書館条例を改正するには議員提案の方法による以外にないことを相互に確認し合った事実は存在しない。

（3）「本件図書館のコンセプト・内容等に関する合意」の有無

被告市長と被告議員との間で、本件図書館のコンセプト・内容等について合意がなされた事実はない。（第6準備書面、第1、1（1）（ア）（2頁））。

（4）「被告議員による議員提案の体裁の調整」の有無

被告議員が被告市長の意を受けて議員提案の体裁を整えた事実はない。被告市長部局が本件図書館の設置を検討していたという事実のみから被告議員が被告市長の意を受け議員提案の体裁を整えたという事

実を導くことはできない（第6準備書面、第1、1(1)(イ)(3頁)）。

(5) 被告政策部長の答弁に対する評価（甲第26号証・5～6頁）

平成18年12月5日開会の被告議会定例会第4日において、川合洋行議員の質問に対し、被告政策部長樋口満雄がIT技術を活用した図書館のイメージについて答弁した事実は、被告市長と被告議会との共同行為を何ら基礎付けるものではない（第5準備書面、第1、5(4頁)、第6準備書面、第1、1(2)(3～5頁)）。

(6) 「被告市長と被告議員の方針の一致」の有無

被告市長及び被告議員が平成18年11月の時点で原告浜友観光のパチンコ店出店を阻止するという方針で一致していた事実はない。被告議会の議員各人がいかなる認識を持っていたかについては被告の知るどころではなく、方針が一致していたことを基礎付ける事実はない（第5準備書面、第1、2(2頁)）。

(7) 被告市長が被告教育委員会へ付議した事実と共同行為との関連性

被告が本件図書館条例改正案及び同改正に伴う補正予算案を策定した事実並びに被告市長が同案を被告教育委員会に付議した事実は、本件図書館条例の改正について被告市長と被告議会が共同した事実を何ら基礎付けるものではない（準備書面(3)、第1、3(3頁)、第5準備書面、第1、3(2)(3頁)）。

(8) 本件図書館条例改正案とこれに伴う補正予算案が同日に議会上程され議決されたことに対する評価

平成18年12月5日開会の被告議会第4回定例会第4日で、本件図書館条例改正案が承認可決された後、被告市長が本件図書館の設置に係る補正予算案を提出し同案も承認可決されたが、被告市長が、本件図書館条例案を可決した議会に、同日、補正予算案を提出したことは、被告市長と被告議会との共同関係を何ら基礎付けるものではない。

(第5準備書面、第1、6(5～6頁))。

第6 被告議員による提案と被告教育委員会による審議の必要性

1 争点

被告議員が被告議会に本件図書館条例改正案を提案し同案が同議会に諮られ同議会が同案を可決した場合であっても、本件図書館の設置について被告教育委員会の意見をきかなければ、本件図書館条例改正手続は違法の瑕疵を帯びるのか。

この点につき、原告らが問題としているのは以下の3点であると思われる。

- (1) 被告議員は、被告教育委員会の意見をきかなければ本件図書館条例改正案を提案できないのか(訴状第2、5(8頁))。
- (2) 被告市長は、本件図書館の設置に関する被告教育委員会の審議が未了である本件においては、被告議員に対し、被告教育委員会の審議を待ってから提案するよう求める義務を負うか(原告ら準備書面(4)第1、2(2)(5頁))。
- (3) IT図書館は全国的にも類を見ない特殊な図書館であり、その設置は、教育委員会による高度な専門的判断が要求される事項といえるか(原告ら準備書面(3)第2、2(2)(8頁))。

2 被告の主張

- (1) 議員提案にあたり被告教育委員会の意見をきく必要はない。

文部省初中局長昭和31年9月6日通達によれば、被告議員が被告議会に本件図書館条例改正案を提案するに当たっては被告教育委員会の意見をきく必要はなく、被告議会が被告教育委員会の意見をきかずに本件図書館条例改正案を可決したところで、何ら違法の瑕疵を帯びるものではない(第3準備書面、第1、4(2)(9頁)、第4準備書面、I、第1、7(15頁)及び8(7)(23-24頁)、第6準備書面、第1、2(1)(6頁))。

- (2) 被告市長が被告議会に対し被告教育委員会の審議を待つよう求めることは許されない。(第6準備書面、第1、2(2)(7頁))。

(3) IT 図書館は全国的にも類を見ない特殊な図書館などではない。

インターネットを利用した蔵書等の検索と予約に関するシステムは、例えば、東京都内ではほぼ全区及び全市の公立図書館で採用されており、その意味での IT 図書館は何ら珍しいものではなく、その設置は、高度な専門的判断が要求されるような事項ではない(被告第 5 準備書面、第 2、2 (2) (ウ) (8 頁))。

以上

平成 20 年（ワ）第 25098 号 損害賠償請求事件

原 告 浜友観光株式会社、島田商事有限会社
被 告 国 分 寺 市

証 拠 申 出 書

平成 24 年 1 月 12 日

東京地方裁判所 民事第 6 部合議 A 係 御中、

被告訴訟代理人 弁護士 田 中 修 司

同 弁護士 野 村 宏 治

同 弁護士 本 橋 尚 樹

被告は、上記当事者間の御庁頭書事件について次頁以下のとおり証拠の申出をする。

1 人証の表示

- (1) 〒185-8501 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
東京都国分寺市役所内
証人 樋口 満 雄 (元被告副市長・元被告政策部長)
(尋問予定時間 30分 呼出)
- (2) 〒185-8501 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
東京都国分寺市役所内
証人 百瀬 勝 (元被告都市開発部部长)
(尋問予定時間 30分 呼出)
- (3) [REDACTED]
証人 [REDACTED] (元被告議会議員)
(尋問予定時間 60分 呼出)
- (4) 〒185-8501 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
東京都国分寺市役所内
被告代表者 市長 星野 信夫
(尋問予定時間 30分 呼出)

2 立証の趣旨

本件図書館は、JR中央線国分寺駅北口から徒歩約5分に位置する旧UFJ銀行建物の有効活用策として事前にその必要性和有用性を十分に検証した上でその開設に至ったものであって、原告浜友観光によるパチンコ店出店の阻止する目的で開設したものではないことを立証する。

3 尋問事項

別紙記載のとおり。

以上

尋 問 事 項

証 人 樋 口 満 雄 (現被告副市長・元被告政策部長)

- 1 本件図書館条例が改正された当時の被告内における地位及び職務の内容
- 2 旧 UFJ 銀行建物内に本件図書館を設置した趣旨及び目的
 - (1) 本件図書館設置の必要性及び有用性
 - (2) 旧 UFJ 銀行建物内の有効活用を早期に実現する必要性
- 3 本件図書館条例を改正して本件図書館を旧 UFJ 銀行建物内に開設すれば、風営法の規定により同建物に隣接するパザールK内に原告浜友観光が新規にパチンコ店を出店することは不可能となることを認識しながら、本件図書館の設置を策定した理由及び同策定に係る違法性の認識の有無
- 4 本件図書館条例改正案が可決されたことに伴い補正予算案が議会上程され議決されるに至った経緯
- 5 その他、本件図書館条例改正及び本件図書館の開設に関連する一切の事項

以上

尋 問 事 項

証 人 百 瀬 勝 (元被告都市開発部部长)

- 1 原告浜友観光に限らず、新規遊興娯楽店舗が再開発ビルに入居することによる国分寺駅北口再開発事業に及ぼす影響
 - (1) 周辺地域住民等による反対の有無
 - (2) 都市再開発法第91条第1項及び第97条第1項所定の補償金の増大
 - (3) 新規遊興娯楽施設に権利床を割り当てる配置設計の可否
 - (4) 保留床の処分の困難性
 - (5) テナント誘致の困難性
 - (6) 本施行地区内の風俗環境を著しく害すること

- 2 その他、本件図書館条例改正及び本件図書館の開設に関連する一切の事項

以上

尋 問 事 項

証 人 〇〇〇〇〇〇〇〇 (元被告議会議員)

- 1 本件図書館条例が改正された当時の地位及び被告議会内における立場
- 2 本件図書館条例の改正案が、被告市長提案ではなく議員提案によることになった経緯
- 3 本件図書館条例改正案を提案した理由及び趣旨
- 4 本件図書館条例を改正し本件図書館を旧 UFJ 銀行建物内に開設すれば、風営法の規定により同建物に隣接するパザール K 内に原告浜友観光が新規にパチンコ店を出店することは不可能となることを認識しながら、本件図書館条例を改正した理由及び違法性の認識の有無
- 5 本件図書館条例改正に係る議決における賛成・反対の比率
- 6 本件図書館条例の改正案の提案にあたり、被告議会と被告市長との間でのやり取りの有無
- 7 本件図書館条例改正案が可決されたことに伴い補正予算案が議会に上程され議決されるに至った経緯
- 8 その他、本件図書館条例改正及び本件図書館開設に関連する一切の事項

以上

尋 問 事 項

被告代表者 市長 星 野 信 夫

- 1 本件図書館条例改正案は、被告議員の提案に係るものであるところ、議員提案に至るまでの間の被告市長と被告議会との連携の有無。
- 2 本件図書館条例を改正して本件図書館を旧 UFJ 銀行建物内に開設すれば、風営法の規定により同建物に隣接するバザールK内に原告浜友観光が新規にパチンコ店を出店することは不可能となることを認識しながら、本件図書館の設置を策定した理由及び違法性の認識の有無
- 3 被告市長が、平成 18 年 12 月 20 日、原告島田商事と面談した際、本件図書館条例改正の目的が原告浜友観光のパチンコ店出店阻止にあったことを自認した事実はないこと。
- 4 本件図書館条例改正後における被告市長による発言の趣旨
- 5 その他、本件図書館条例改正及び本件図書館の開設に関連する一切の事項

以上